

土地区画整理事業に係る再評価実施要領細目

第1 再評価の対象とする事業の範囲

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業

第2 再評価を実施する事業と評価手法の選択

1 事業単位の取り方

原則として事業採択を行う際の「箇所」を1つの事業単位とするが、複数の箇所が一体となって効果を発揮する地区等については、それらをまとめて1つの事業単位として再評価を行うことができるものとする。

2 用語の定義

「未着工の事業」とは「仮換地が未指定であり、かつ、用地買収手続き、移転補償手続き及び工事のいずれにも着手していない事業」とする。ここで「用地買収手続き、移転補償手続きに着手していない事業」とは、「用地買収、移転補償の契約手続きが1件も完了していない事業」とする。

3 事業採択後5年間を経過した時点で継続中の事業について再評価の実施の必要性を判断する際の視点

以下の項目により事業が順調に進展しているかを確認し、再評価の実施の必要性を判断するものとする。

（1）関連計画、関連事業及び関連技術の状況

上位計画等の変更の有無、関連事業の状況、技術の進展に伴う新たなコスト縮減の可能性等

（2）事業の進捗状況

事業進捗率、今後の事業の見通し等

（3）地元情勢

事業に係る地権者及び周辺住民の事業に対する理解・協力等の状況

（4）資金計画

保留地処分の見通し等

4 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要性を判断する際の視点

上位計画等の変更、関連事業の休止・中止等、社会的状況の急激な変化等があった場合や、当該事業に関連する技術に著しい革新等があった場合には、第2の3の指標に基づき、再評価の実施の必要性を判断するものとする。

第3 再評価の実施及び結果等の公表

1 再評価の実施手続

(1) 再評価の実施主体

公団が施行者である補助事業においては、公団が、地方公共団体と十分な調整を図ったうえで再評価を行う。

(2) 再評価に係る資料

再評価に係る資料は、以下のとおりとする。なお、必要に応じ資料の追加等ができるものとする。

事業概要

再評価に関する指標

(3) 事業評価監視委員会に提出する資料

事業評価監視委員会に提出する資料は、以下のとおりとする。

再評価を実施する事業の一覧表

再評価に係る資料

対応方針（事務局案）

2 評価結果、対応方針等の公表

(1) 公表内容

再評価を実施した事業の一覧表、再評価に係る資料、対応方針、対応方針の決定理由、事業評価監視委員会における意見の具申内容等結論に至った経緯に関する資料とする。

(2) 公表方法

国土交通本省における閲覧等によるものとする。ただし、一括配分に係る事業については、地方支分部局等においても閲覧等を行うものとする。

第4 評価の方法

1 評価手法の設定

再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

(1) 事業の必要性に関する視点

事業を巡る社会経済情勢等の変化

社会経済情勢、自然環境条件、上位計画の変更の有無及びその程度、関連する他事業の進捗状況等

事業の投資効果

費用対効果分析の結果等

事業の進捗状況

執行額、事業進捗状況、完了予定年度、地元情勢等

(2) 事業の進捗の見込みの視点
事業の実施のめど、進捗の見通し等

(3) コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点
コスト縮減方策、代替案等の検討

(4) 事業の資金計画の視点
保留地処分の見通し等

なお、各視点に基づいた指標に関する詳細な事項及び対応方針を決定する際の判断基準等については、別に定めるものとし、これらの評価手法を参考に、再評価の実施主体は、個別事業の特性に応じて評価手法を設定できるものとする。

2 評価手法の公表の方法
国土交通本省における閲覧等によるものとする。

第 5 施行期日
本細目は、平成 1 4 年 9 月 2 0 日から施行する。